

令和6年度 講習会質疑内容

1 漏水減量制度の変更について

質問なし

2 共通事項その1

1. 電子申請システムの変更について

質問) 修繕業者一覧に工事店を掲載する場合、料金がかかるか？

回答) 料金は、かかりません

質問) 入金方法に変更はあるか？

回答) 変更ないです。

2. 穿孔・分岐・舗装立会業務及び宅内検査業務の変更について

質問) 給排水受付は営業課でよいか？

回答) 給排水工事申請は営業課へ提出してください。

穿孔・分岐・本復旧工事、しゅん工の申請は第一環境へ提出してください。

質問) 紙申請の場合、どこに申請するのか？

回答) 第一環境に提出してください。ファックスも可能です。

質問) 第一環境の場所と連絡先を教えてください

回答) 上下水道局2階のお客様料金センターです。

質問) 穿孔分岐着手は、手数料等入金後でないと施工できないことに変更ないか？

回答) 変更ないです。

質問) 公休日の穿孔分岐工事が施工できないことに変更ないか？

回答) 変更ないです。

質問) 舗装立会について、予約してもその日に施工しない場合もあるがよいか？

回答) 本復旧施工後の仕上がり状態の確認のみため、予約に関しては問題ないです。

質問) 宅内工事のしゅん工も申請方法が変更するのか？

回答) 申請方法については第一環境に確認してください。申請はアクアスターツへ提出してください。

質問) 完了届は、PDF に変換必要か？

回答) 必要です。

3 共通事項その2

質問なし

4 給水装置

質問) 受水槽の類似施設の使用量は参考として教えてくれるか？

回答) 相談は受けませんが、原則、申請者側で調べるようにしてください。

5 排水設備

質問) 営業課窓口で調査に来た業者に、GIS 上で下水取付管が確認できるが未使用の場合、使用の可否について、カメラ調査する必要があることを伝えてほしい。

回答) 下水取付管が未使用の場合、下水道整備課のカメラ調査が必要であることを説明して、事前に調査する様にしています。